

高浜発電所1号機 火災感知器の設置不備について

1. 経緯

高浜発電所1号機の使用前検査において、検査官より、火災感知器の設置位置に関する質問を受け、現場確認を行った結果、工事計画通りになっていないものが確認されたため、原因調査を実施した結果と再発防止対策を報告する。

2. 原因調査結果

高浜発電所1号機のほとんどの区画は、消防法上、火災感知器の設置が除外されており、新規規制基準施行以前から、消防法上必要な中央制御室や階段等の区画以外に設置している火災感知器は自主設置であった。自主設置の火災感知器の施工は、消防設備士が現場の機器設置状況等を踏まえ、火災感知の観点で有効と考えられる位置に設置し、消防検査に合格したうえで供用していた。

その後、新規規制基準の施行によって要求された異なる2種類の火災感知器の設置、およびバックフィットによる網羅的な設置の明確化、並びに過去の火災防護対策に係る原子力規制検査の検査指摘事項を受け、当社の認識する設置要件と対応期限が様々に変化した。

そのような変遷を経る中で、原子力事業本部から発電所に対し多数の指示が出され、対応を実施してきたという状況が繰り返されたことにより、関係者が誤認しやすい状況であった。

2021年における火災感知器の現場調査において、火災感知器設置場所に関する適用時期はバックフィットの経過措置期限と誤認していた協力会社が作成した記録が、消防設備士により作成されたものであることから、すべての火災感知器の調査結果であると認識し現場調査を完了した。

また、当社（発電所）は、適合性確認検査完了後に判定基準が変更となったが、再検査を実施しないまま、火災感知器の設置を完了した。

3. 対 策

火災感知器の設置状況について、工事計画通りになっていないものがあつたことを踏まえ、火災感知器全数について確認するとともに、工事計画通りになっていないものがあつた場合は適切な場所に移設する。

移設等の是正処置を実施した火災防護対策設備については、適合性確認検査の再検査により適合性を確認する。

以 上